

2024 DISCLOSURE

地域とともに歩み
地域の発展に貢献する

ごあいさつ



皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。このたび、当組合の現況(令和5年度第73期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

山形中央信用組合は、地域の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

山形中央信用組合
理事長/井口 裕士

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和26年 5月/置賜信用組合として発足
- 昭和29年 2月/小国町に小国支店開設
- 昭和29年 2月/川西町に小松支店開設
- 昭和30年 8月/白鷹町に荒砥支店開設
- 昭和34年 5月/山形県中央信用組合に名称変更
- 昭和34年 8月/朝日町に宮宿支店開設
- 昭和39年10月/寒河江市に寒河江支店開設
- 昭和42年 6月/大江町に左沢支店開設
- 昭和50年10月/優良信用組合として仙台通商産業局長賞受ける
- 昭和57年 5月/飯豊町に飯豊支店開設
- 昭和59年 6月/山形中央信用組合に名称変更
- 昭和60年 9月/長井市内に2店舗目の西支店開設
- 昭和63年 7月/長井市内に3店舗目の本町出張所開設
- 平成 9年10月/本町出張所を本店営業部に統合
- 平成 9年11月/寒河江市内に2店舗目の陵南支店開設
- 平成13年 5月/創立50周年を迎える
- 平成18年 2月/宮宿支店を左沢支店に統合
- 平成21年10月/西支店を本店営業部に統合
- 平成23年 5月/創立60周年を迎える
- 平成24年11月/飯豊支店を移転新築
- 平成25年 2月/でんさいネットスタート
- 平成29年 8月/「くさみん」認定を受ける
- 令和元年 7月/事業本部制導入
- 令和 2年12月/陵南支店を寒河江支店の店舗内店舗化
- 令和 3年 5月/創立70周年を迎える
- 令和 4年11月/電子交換所スタート
- 令和 5年10月/飯豊支店を本店営業部、左沢支店を寒河江支店の店舗内店舗化

事業方針

■経営理念

地域とともに歩み、地域の発展に貢献する。

■経営方針

私たち山形中央信用組合は、協同組織地域金融機関の存立趣旨に沿い、全ての法令と社会規範を遵守し、誠実かつ謙虚に組合員はじめ地域の皆様への要請に応え、地域との共生に感謝し、地域の発展に貢献するよう努力します。

誠実 感謝 共生 発展

組合員の推移

(単位:人)

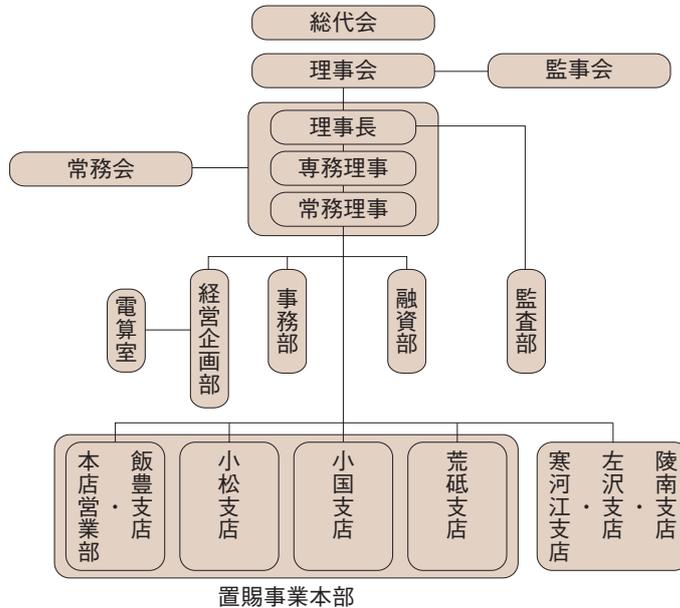
区分	令和4年度末	令和5年度末
個人	17,146	16,909
法人	1,002	998
合計	18,148	17,907

トピックス

- 6月 第38回山形中央信用組合小国支店長杯ゲートボール大会を開催
- 10月 児童発達支援・放課後等デイサービス事業を行っている特定非営利活動法人にピーターパンカード寄付金贈呈
- 1月 第38回山形中央信用組合理事長杯西置賜地区中学校バレーボール強化大会を開催
- 第26回しんくみ理事長杯争奪フットサル大会を開催
- 2月 マイカーローン「プラス」取扱開始

事業の組織

(令和6年6月21日現在)



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和6年6月21日現在)

理事長(代表理事)	井口 裕士
専務理事(代表理事)	河野 毅
常務理事(代表理事)	鈴木 利男
理事(非常勤)	寺嶋 宏武(※)
理事(非常勤)	渡部 一三(※)
常勤監事	小関 孝
監事(非常勤)	佐藤 嘉高
監事(非常勤)	都筑 正之

(注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

(令和6年6月末現在)

伊藤公認会計士事務所 公認会計士 伊藤 吉明

令和5年度 経営環境・事業概況

令和5年度は協同組織金融機関に課された本来的な使命と役割を果たすべく、貸出金では実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、事業性融資と並行した個人ローンの積極的推進に取り組みました。また、経営不振に陥った取引先に対する業務改善指導や資金繰り支援を行う一方、個々の特性に応じた事業の再建・再生支援にも注力してまいりました。他方、預金についても、年金世代や子育て世代とのお取引を大切に、その深耕に心掛けるよう日々努めて参りました。また、急速なキャッシュレス化やインターネットバンキングの普及拡大、営業地域内の人口減少が顕著となり、お取引先の各種ニーズにこれまで以上に応えしていくためにも営業体制の在り方を抜本的に見直し、営業力を維持しつつ収益力のさらなる強化を可能とするため、2店舗を店舗内店舗とし、一段の経営効率化と適正な人事配置を図っております。

わが国の経済は、ポストコロナという新たなステージを迎え、社会活動の正常化やインバウンド需要の回復を背景に、30年ぶりとなる高水準の賃上げや大企業の高い投資意欲を反映して緩やかな回復基調を辿ることが期待されています。ただ、原材料・エネルギー価格の高騰に加え、恒常的な人手不足や人件費の上昇圧力が続く中、とりわけ中小企業を取り巻く経営環境には未だ不透明感を脱し切れない状況が窺えます。また、年初に発生した能登半島地震の復興のほか、海外に目を転じますと、ロシアによる長引くウクライナ侵攻をはじめ、地政学的リスクの拡大や緊迫化など、今後の経済情勢を大きく左右する懸念材料も散見される所です。

このような状況の中で、信用組合業界は、これまで以上にスピード感を持った金融仲介機能の充実に取り組み、引き続き取引先に対する伴走支援や再生支援活動の強化など多方面に亘る役割の発揮が求められています。また、今年に入って数十年振りの金利上昇局面を迎えることから、適切なガバナンスとリスク管理の下で、収益力の維持・強化と経営効率の改善という両面からの更なる態勢整備が重要な課題となっております。

令和5年度については、貸出金残高300億円(前期比95.23%)、預積金残高469億円(前期比96.75%)を確保し、本業部門の収支状況を表わすコア業務純益が4期連続で、また最終損益を示す当期純利益は6期連続の黒字を達成することができました。収益の大宗を占める貸出金利息については、貸出金残高が前期比減少したものの、これまで取り組んできた成果が表れ、貸出金利回りが上昇したことと前期並みの水準を確保しています。預け金を中心に資金運用収益が増加したほか、役務取引等収益が増加したことに加え、経費や資金調達費用の減少が利益を押し上げております。

長きに亘り猛威を振るった新型コロナウイルスの収束判断を転機に、昨年からの取引先との親睦を図るアドバンスクラブの活動を再開しました。また、各営業部店における清掃ボランティアのほか、小中学生を対象とする各種スポーツ大会の後援など、地域や取引先との絆をより深めていくための諸活動を展開したところ、多くの方々から従前にも増した励ましのエールを頂戴しております。こうした対面型の営業活動をこれまで以上に積極的に展開しながら、令和6年度も経営力のさらなる強化を目指してまいります。そして組合員の皆様方にとって、最も身近で、役に立ち、信頼される金融機関であり続けられますよう役員一丸となった業務推進に全力を傾注してまいります。

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員が17,907名(6年3月末)と多数であり、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

■総代の選出方法、任期、定数等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等により、選挙区毎に自ら立候補した方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は選挙区を8つの区に分け、総代の選出を行っています。総代の定数は、100人以上130人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和6年6月21日現在の組合員総数は17,680人)

■総代会の決議事項等の議事概要

第73期通常総代会が、令和6年6月21日午後2時より、タスパークホテルで開催されました。当日は総代114名のうち、出席66名(うち、委任状による代理出席33名)のもと、全議案が可決・承認されました。

報告事項

第73期(令和5年度)事業報告及び貸借対照表、損益計算書報告の件

議案事項

第1号議案 第73期(令和5年度)剰余金処分案承認の件

第2号議案 監事任期満了に付改選の件

第3号議案 第74期(令和6年度)事業計画案ならびに収支予算案承認の件

第4号議案 役員報酬総額の件

■地区別懇談会の開催

平成15年5月よりガバナンスの機能強化に向けた一環として、総代会開催の前と、仮決算確定後の11月に地区毎に総代を対象とした地区懇談会を毎年実施し、当組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取り巻く諸問題等をわかり易く説明する機会とする一方、総代より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営や総代会に反映させておりますが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたものの、総代の皆様方の安全を第一に考慮した結果、昨年度に引き続き開催を見合わせました。

■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和6年6月21日現在)

選挙区	総代氏名								
	(敬称略:順不同)								
長井地区 (本店営業部の所轄地域) 総代定数 32名 総代数 31名	青木 章一 神尾 知秀 高世 長七 (株)梅村呉服店 (株)手塚建材	梅津 健治 斎藤 道郎 寺嶋 宏武 小笠原建設(株) (株)トップマネジメント	梅津 正博 志田 俊雄 沼澤 岩夫 (株)喜助	梅村 俊弘 鈴木 清昇 樋口 正通 (株)さいとう (有)三立	海老名京子 鈴木 良雄 目黒 信二 (株)椎名製作所	加藤 俊昭 平 一男 渡部 一三 (有)つちばん	加藤眞佐夫 平 忠一 (株)安部組 (株)中央会館		
川西地区 (小松支店の所轄地域) 総代定数 17名 総代数 17名	安部 康幸 篠澤 慶次 (株)藤島建設	遠藤 昭一 鈴木 明弘 (有)イデパーツ	片倉 敬輔 高梨 善廣 (有)ヤマシヨウ井上商店	川崎 俊弘 長澤 武	齋藤 隆則 丸山 憲昭	佐々木 金三郎 東海枝 勝	佐藤 久夫 (株)黒澤技建		
小国地区 (小国支店の所轄地域) 総代定数 12名 総代数 12名	阿部 秀勝 佐藤 潤一	五十嵐友明 鈴木 正昭	伊藤 石男 平山 敏博	猪野 貴裕 三島木純二	木内 茂雄 渡部 春昭	後藤 秀一	今 康成		
飯豊地区 (飯豊支店の所轄地域) 総代定数 6名 総代数 6名	梅津 博明	木村 文夫	後藤 まつ	須貝 廣次	田中 栄一	味田勝一郎			
白鷹地区 (荒砥支店の所轄地域) 総代定数 12名 総代数 12名	青木 浩二 塚原 信一	衣袋 志郎 新田 有一	粕谷 豊男 山口 剛	黒澤 利朗 吉田一登志	齋藤 幸一 清野 隆博	齋藤 正三	佐藤 哲夫		
朝日地区 (左沢支店の所轄地域) 総代定数 8名 総代数 8名	浅岡清二郎 渡辺 金二	柴田七郎兵衛	柴田 隆男	柴田 徹	白田 和好	白田 光博	吉田 好伸		
大江地区 (左沢支店の所轄地域) 総代定数 8名 総代数 8名	安食 幸治 高山 良仙	伊藤 篤市	柏倉 武夫	公平 吉雄	鴨田富士夫	小関 政弘	庄司 新治		
寒河江地区 (寒河江、陵南支店の所轄地域) 総代定数 20名 総代数 20名	會田 小一 木村仁一郎 多田 恵一	青山 潤一 国井 晴彦 山内 貞範	安藤 博章 佐藤 光興 (株)卯月製麵	荒木 良市 佐藤 巧 (株)高田地研	伊藤健太郎 佐藤 広明 (株)高木	遠藤 正幸 志田 宏	奥山 吉一 高橋 勢三 (株)安孫子建築事務所		

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 10年～50年 その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)の協力の下に資産査定委員会(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,452百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしておりますが、当事業年度末は年金資産が退職給付債務を超過しているため、前払年金費用として計上しております。
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合ならびにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
年金資産の額 219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 216,116百万円
差引額 2,962百万円
(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(又は加入人数割合あるいは給与総額割合)
(自令和4年4月分 至 令和5年3月分) 0.377%
(3)補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円となっております。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却で行っております。
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(i)金利リスクの管理
当組合では、大手証券会社が提供するアウトライナー基準計算ツール及び信用組合業界の共同センターが提供しているALMシステムを使用し、定期的に金利リスクの算出並びに分析を行い、経営陣へ報告する体制を構築しております。
(ii)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下行われております。
このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
経営企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用している

ため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

13. 金融商品の時価等に関する事項
令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	18,160	18,159	△1
(2) 有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	—	—	—
(3) 貸出金(*1)	30,054	30,497	443
貸倒引当金(*2)	△231	△231	—
	29,822	30,265	443
金融資産計	47,983	48,424	442
(1) 預金積金(*1)	46,917	46,893	△24
(2) 借入金(*1)	729	729	—
金融負債計	47,646	47,623	△24

(*1) 貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
(2) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債
(1) 預金積金
要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。
定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
(2) 借入金
借入金については、帳簿価額を時価としております。
(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	16
全信組連出資金(*1)	241
合 計	257

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	13,503	2,150	1,500	—
有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—
貸出金(*)	6,288	9,715	6,425	7,142
合 計	19,791	11,865	7,925	7,142

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	45,448	1,402	38	—
借入金	700	29	—	27
合 計	46,148	1,431	38	27

(*) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めております。

14. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
(4) その他有価証券に区分した有価証券の時価のあるものはありません。
15. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
16. 当期中に売却したその他有価証券はありません。
17. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券はありません。
18. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 590百万円
危険債権額 337百万円
三月以上延滞債権額 81百万円
貸出条件緩和債権額 604百万円
合計額 1,614百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

経理・経営内容

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	741,441	743,167
資金運用収益	686,942	687,882
貸出金利息	650,139	647,760
預け金利息	21,836	25,765
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	1,028	306
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	13,939	14,050
役務取引等収益	44,743	47,138
受入為替手数料	16,901	18,475
その他の役務収益	27,841	28,663
その他業務収益	2,558	3,228
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	2,558	3,228
その他経常収益	7,197	4,918
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	7,017	2,811
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	180	2,107
経常費用	700,554	633,559
資金調達費用	8,331	5,815
預金利息	6,255	4,523
給付補填備金繰入額	1,565	645
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	△333	44
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマースパーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	844	602
役務取引等費用	76,247	77,750
支払為替手数料	6,982	7,141
その他の役務費用	69,264	70,608
その他業務費用	0	—
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	0	—
経費	603,844	524,768
人件費	362,152	298,476
物件費	235,216	219,658
税金	6,475	6,633
その他経常費用	12,131	25,225
貸倒引当金繰入額	5,068	13,012
貸出金償却	1,978	5,095
株式等売却損	—	—
株式等償却	29	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	450	660
その他の経常費用	4,605	6,456
経常利益	40,887	109,607

科 目	令和4年度	令和5年度
特別利益	89	4
固定資産処分益	89	4
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	3,187	1,691
固定資産処分損	3,187	1,691
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	37,789	107,920
法人税、住民税及び事業税	3,464	3,054
法人税等調整額	△4,146	2,371
法人税等合計	△682	5,425
当期純利益	38,472	102,495
繰越金(当期首残高)	43,800	35,598
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	82,272	138,093

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 3円73銭

(前ページより続き)

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、107百万円であります。
 - 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,016百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,016百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の状況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 960百万円
 - 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び現金自動預払機についてリース契約により使用しています。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 42百万円
 - 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産		繰延税金負債	
貸倒引当金損金算入限度超過額	257百万円	前払年金費用	△24百万円
繰越欠損金(注)	145	その他有価証券評価差額金	—
その他	37	繰延税金負債合計	△24
繰延税金資産小計	440		
評価性引当額	△440		
繰延税金資産合計	—		

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	27	16	22	27	51	145
評価性引当金	△27	△16	△22	△27	△51	△145
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実行税率を乗じた額であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。担保提供している資産 預け金 3,250百万円 担保資産に対する債務 為替決済保証金 2,650百万円 当座借越 700百万円 上記のほか、公金取扱いのために預け金10万円を担保として提供しております。
 - 出資1口当たりの純資産額は51円57銭です。

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	82,272	138,093
積立金取崩額	—	—
剰余金処分量	46,674	52,768
利益準備金	9,000	14,000
普通出資に対する配当金	3,754	3,868
	(年0.30%の割合)	(年0.30%の割合)
優先出資に対する配当金	3,920	4,900
	(年1.60%の割合)	(年2.00%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
優先出資消却積立金	30,000	30,000
繰越金(当期末残高)	35,598	85,325

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	362,152	298,476
報酬給料手当	283,847	255,227
退職給付費用	34,030	2,783
その他	44,274	40,465
物 件 費	235,216	219,658
事務費	146,820	134,552
固定資産費	34,438	32,838
事業費	12,015	11,615
人事厚生費	2,694	3,501
有形固定資産償却	28,935	26,932
無形固定資産償却	3,079	2,976
その他	7,233	7,242
税金	6,475	6,633
経費合計	603,844	524,768

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	686,942	687,882
資金調達費用	8,331	5,815
資金運用収支	678,611	682,067
役員取引等収益	44,743	47,138
役員取引等費用	76,247	77,750
役員取引等収支	△31,505	△30,613
その他業務収益	2,558	3,228
その他業務費用	0	—
その他の業務収支	2,558	3,228
業務粗利益	649,665	654,683
業務粗利益率	1.25 %	1.31 %
業務純益	44,930	120,393
実質業務純益	45,821	129,914
コア業務純益	45,821	129,914
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	45,821	129,914

役員取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役員取引等収益	44,743	47,138
受入為替手数料	16,901	18,475
その他の受入手数料	27,815	28,644
その他の役員取引等収益	26	18
役員取引等費用	76,247	77,750
支払為替手数料	6,982	7,141
その他の支払手数料	51,324	53,648
その他の役員取引等費用	17,940	16,960

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	5,048	940
支払利息の増減	△1,318	△2,516

(注)1.業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

3.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	749,096	800,225	736,339	741,441	743,167
経常利益	13,944	89,759	9,068	40,887	109,607
当期純利益	21,280	82,660	5,783	38,472	102,495
預金積金残高	46,890,987	48,854,525	49,707,747	48,495,577	46,917,483
貸出金残高	29,886,582	30,527,970	32,084,584	31,558,493	30,054,626
有価証券残高	2,516,429	1,216,619	516,169	16,169	16,169
総資産額	48,849,207	52,135,310	52,337,289	51,048,466	49,628,547
純資産額	1,503,461	1,539,578	1,531,411	1,732,869	1,813,971
自己資本比率(単体)	6.34 %	6.30 %	6.49 %	7.43 %	7.85 %
出資総額	1,412,705	1,373,566	1,367,346	1,537,597	1,523,877
出資総口数	23,354,115 □	22,571,335 □	22,446,935 □	26,727,395 □	25,577,555 □
出資に対する配当金	7,523	7,387	7,294	7,674	8,768
職員数	69 人	69 人	66 人	59 人	50 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の充実の状況

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,725,195	1,805,203
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,537,597	1,523,877
うち、利益剰余金の額	195,272	290,093
うち、外部流出予定額 (△)	7,674	8,768
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,274	13,795
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,274	13,795
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,729,470	1,818,998
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	21,465	21,219
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	21,465	21,219
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年費用の額	73,426	81,365
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	94,892	102,584
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,634,577	1,716,414
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	20,632,523	20,495,845
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,349,923	1,361,014
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	21,982,447	21,856,859
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.43%	7.85%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注)上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	16	16
全 信 組 連 出 資 金	241	241
合 計	257	257

(注)子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—

(注)1.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2.市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用	令和4年度	51,838 <small>百万円</small>	686,942 <small>千円</small>	1.32 %
	令和5年度	49,912	687,882	1.37
う ち 貸 出 金	令和4年度	31,962	650,139	2.03
	令和5年度	30,650	647,760	2.11
う ち 預 け 金	令和4年度	19,281	21,836	0.11
	令和5年度	19,004	25,765	0.13
う ち 有 価 証 券	令和4年度	352	1,028	0.29
	令和5年度	16	306	1.89
資金調達	令和4年度	51,214	8,331	0.01
	令和5年度	49,245	5,815	0.01
う ち 預 金 積 金	令和4年度	50,790	7,820	0.01
	令和5年度	49,147	4,523	0.01
う ち 譲 渡 性 預 金	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	—	—	—
う ち 借 用 金	令和4年度	378	△333	△0.08
	令和5年度	62	44	0.07

総資産利益率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.07	0.21
総資産当期純利益率	0.07	0.20

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回 (a)	1.32	1.37
資金調達原価率 (b)	1.19	1.07
総資金利鞘(a-b)	0.13	0.30

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	2	3
その他業務収益合計	2	3

オフバランス取引の状況

該当事項なし

先物取引の時価情報

該当事項なし

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度	
預 貸 率	(期 末)	65.07	64.05
	(期中平均)	62.93	62.36
預 証 率	(期 末)	0.03	0.03
	(期中平均)	0.69	0.03

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当りの預金残高	6,061	5,864
1店舗当りの貸出金残高	3,944	3,756

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当りの預金残高	821	938
職員1人当りの貸出金残高	534	601



資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	24,294	47.8	24,729	50.3
定期性預金	26,496	52.2	24,418	49.7
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	50,790	100.0	49,147	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	40,647	83.8	39,057	83.2
法人	7,847	16.2	7,860	16.8
一般法人	7,077	14.6	6,812	14.5
金融機関	24	0.0	15	0.0
公金	745	1.5	1,032	2.2
合 計	48,495	100.0	46,917	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和4年度末	令和5年度末
財形貯蓄残高	48	42

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利定期預金	22,847	21,240
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	22,847	21,240

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —
地方債	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
短期社債	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
社債	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
株式	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
外国証券	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
その他の証券	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	令和4年度末 令和5年度末	— —	— —	— —	— —

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固定金利貸出	16,124	15,176
変動金利貸出	15,433	14,878
合 計	31,558	30,054

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	15,806	50.1	15,176	49.5
設備資金	15,752	49.9	14,878	50.5
合 計	31,558	100.0	30,054	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	1	5



資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科目	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
手形貸付	1,619	0.1	1,222	4.0
証書貸付	29,380	91.9	28,428	92.7
当座貸越	807	0.0	880	2.9
割引手形	155	0.0	119	0.4
合計	31,962	100.0	30,650	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	336	95.5	—	—
株式	16	4.5	16	100.0
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合計	352	100.0	16	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区分	金額	構成比	債務保証見返額	
			金額	構成比
当組合預金積金	令和4年度末	101	0.3	—
	令和5年度末	96	0.3	—
有価証券	令和4年度末	17	0.0	—
	令和5年度末	15	0.1	—
動産	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
不動産	令和4年度末	9,660	30.7	—
	令和5年度末	9,361	31.1	—
その他	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
小計	令和4年度末	9,779	31.0	—
	令和5年度末	9,474	31.5	—
信用保証協会・信用保険	令和4年度末	6,004	19.0	—
	令和5年度末	5,221	17.4	—
保証	令和4年度末	7,198	22.8	6
	令和5年度末	7,038	23.4	4
信用	令和4年度末	8,575	27.2	—
	令和5年度末	8,319	27.7	—
合計	令和4年度末	31,558	100.0	6
	令和5年度末	30,054	100.0	4

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	4	0	13	9
個別貸倒引当金	259	1	218	3
貸倒引当金合計	263	2	231	13

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	令和4年度末		令和5年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	3,036	38.1	2,941	39.1
住宅ローン	4,949	61.9	4,583	60.9
合計	7,986	100.0	7,525	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,105	6.7	2,009	6.7
農業、林業	209	0.7	246	0.8
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	3,340	10.6	2,821	9.4
電気、ガス、熱供給、水道業	41	0.1	40	0.1
情報通信業	8	0.0	4	0.0
運輸業、郵便業	309	1.0	319	1.1
卸売業、小売業	2,479	7.9	1,986	6.6
金融業、保険業	2	0.0	1	0.0
不動産業	3,717	11.8	5,003	16.6
物品賃貸業	7	0.0	6	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	144	0.4	168	0.6
飲食業	797	2.5	915	3.0
生活関連サービス業、娯楽業	22	0.1	27	0.1
教育、学習支援業	83	0.3	116	0.4
医療、福祉	101	0.3	86	0.3
その他のサービス	1,897	6.0	1,774	5.9
その他の産業	165	0.5	144	0.5
小計	15,434	48.9	15,673	52.2
国・地方公共団体等	6,807	21.6	6,700	22.3
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,316	29.5	7,680	25.6
合計	31,558	100.0	30,054	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	651	492	158	100.00	100.00
	令和5年度	590	485	105	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	269	248	10	95.96	50.00
	令和5年度	337	292	22	93.40	50.00
要管理債権	令和4年度	556	202	90	52.68	25.56
	令和5年度	685	215	90	44.70	19.28
三月以上延滞債権	令和4年度	15	15	0	100.00	100.00
	令和5年度	81	59	0	73.51	0.39
貸出条件緩和債権	令和4年度	540	187	90	51.32	25.56
	令和5年度	590	141	90	39.39	20.19
小 計	令和4年度	1,477	943	259	81.45	48.66
	令和5年度	1,614	993	218	75.12	35.27
正常債権	令和4年度	30,127				
	令和5年度	28,496				
合 計	令和4年度	31,604				
	令和5年度	30,110				

- (注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
- 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。
- 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
- 10.金額は決算後(償却後)の計数です。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2)令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	24,330	35,000
監 事	7,200	10,000
合 計	31,530	45,000

注1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2.支払人数は、理事6名(退任理事含む)、監事3名です。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2.「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店又は下記の窓口をご利用下さい。

【窓口:山形中央信用組合事務部】 0238-84-2182

受付日:月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日及び金融機関の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://yamachuu-ca.co.jp/>

●紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター(電話:022-223-1005)

東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記山形中央信用組合事務部又は下記窓口までお申し出下さい。

【窓口:(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日:月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日及び金融機関の休業日は除く)

受付時間:午前9時～午後5時

電話:03-3567-2456

住所:〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	山形中央信用組合	山形中央信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,278百万円	245百万円
償還期限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

注. 当組合の自己資本調達手段は、出資金(普通出資、非累積的永久優先出資)としております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しまして自己資本比率は7.85%で国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については当組合の中期計画に基づいた業務推進を通じ、自己資本の充実 に努めてまいります。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、リスクを有する資産について相手先への与信等に伴い発生する経済的損失などにより当組合が被るリスクであります。
管理体制	当組合は、安全性・成長性・公共性・流動性の原則に従い、貸出資産の健全化・良質化を維持し、取引先の健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行えるよう、厳正な審査基準に基づく審査体制の強化、整備を図っております。
評価・計測	当組合では、厳正な自己査定を実施しております。信用リスクの計量化は現在導入しておりませんが、将来的には導入したいと考えております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒引当実績率を基に算定した計数を計上しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付けは、以下の4社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の仕分けは行っておりません。日本格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)、ムーディー・インベスター・サービス(Mood's)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)。

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスクの削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業内容、経営者手腕、担保、保証など、様々な角度から総合的に融資判断を行っておりますが、あくまでも担保、保証による保全措置は、補完的な位置付けとして管理しております。なお、当組合が採用している信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合預金積金を担保としたもののみ使用しております。保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証についてのみ適格保証人としております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経 営 内 容

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明	オペレーショナルリスクとは、金融機関の業務の過程において、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象等により損失を被るリスクであります。
管 理 体 制	当組合は、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、それぞれのリスクを確実に認識し管理態勢を整えております。
評 価 ・ 計 測	当組合では、リスクの計測については、基礎的手法を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法により算出しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リ ス ク の 説 明	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、及び出資金等であり、リスクは信用リスクと同様に財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクであります。
管 理 体 制	当組合では、全国信用協同組合連合会の出資金及び投資事業組合出資金ならびに上場株式、非上場株式を保有しております。上場株式及び非上場株式につきましては、有価証券として有価証券運用基準ならびに資金運用規定に基づき適正な運用・管理を行っております。
評 価 ・ 計 測	当組合では、厳正な資産査定を実施しております。リスクの状況については、財務諸表や運用報告をもとに自己査定基準に基づき評価を行っております。

●金利リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明	金利リスクとは、「金利変動により損失を被るリスク」であります。具体的には、市場金利の変動により、保有する資産の価値が変動することや、将来的な収益に影響を与えるリスクであります。
管 理 体 制	当組合では、大手証券会社が提供する金融商品の管理・分析システム及び信用組合業界の共同センターが提供しているALMシステムを使用し、定期的に金利リスクの算出並びに分析を行い、経営陣へ報告する体制を構築しています。
評 価 ・ 計 測	当組合では、大手証券会社が提供する金融商品の管理・分析システム及び信用組合業界の共同センターが提供しているALMシステムを使用し、定期的に評価・計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めるとともに、将来の金利変動に対するリスク管理を厳正に行っております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産および金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成19年金融庁告示第17号)』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量としております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE				△NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	488		563		127		147	
2	下方パラレルシフト	0		0		0		0	
3	スティープ化	411		438					
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	488		563		127		147	
		ホ				ヘ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	1,716				1,634			

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.8をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項…P.15をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	20,632	825	20,495	819
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	20,632	814	20,242	89
(i) ソブリン向け	0	0	0	0
(ii) 金融機関向け	3,642	144	3,635	145
(iii) 法人等向け	2,981	119	3,336	133
(iv) 中小企業等・個人向け	6,384	255	5,627	225
(v) 抵当権付住宅ローン	537	21	491	19
(vi) 不動産取得等事業向け	3,632	145	4,816	192
(vii) 三月以上延滞等	340	13	451	18
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xi) その他	2,860	114	1,883	75
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□. オペレーショナル・リスク	1,349	53	1,361	54
八. 単体総所要自己資本額(イ+□)	21,982	879	21,856	874

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法}}{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \div 8\%} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.12をご参照ください。

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	2,196	2,107	2,196	2,107	—	—	—	—	122	114
農 業、 林 業	267	310	267	310	—	—	—	—	0	0
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	3,750	3,196	3,750	3,196	—	—	—	—	166	159
電気・ガス・熱供給・水道業	54	51	54	51	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	8	4	8	4	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	315	326	315	326	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	2,844	2,213	2,844	2,213	—	—	—	—	73	88
金 融 業、 保 険 業	18,365	18,422	18,365	18,422	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	3,843	5,227	3,843	5,227	—	—	—	—	—	78
物 品 賃 貸 業	7	6	7	6	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	144	168	144	168	—	—	—	—	83	41
飲 食 業	811	1,072	811	1,072	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	22	27	22	27	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	83	116	83	116	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	101	86	101	86	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,150	2,062	2,150	2,062	—	—	—	—	0	0
そ の 他 の 産 業	169	147	169	147	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	6,808	6,708	6,808	6,708	—	—	—	—	—	—
個 人	8,022	6,272	8,022	6,272	—	—	—	—	29	27
そ の 他	1,227	1,202	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	51,195	49,733	49,967	48,531	—	—	—	—	476	509
1 年 以 下	21,626	22,353	21,626	22,353	—	—	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	7,500	6,053	7,500	6,053	—	—	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	5,169	4,312	5,169	4,312	—	—	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	3,600	3,927	3,600	3,927	—	—	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	3,878	3,998	3,878	3,998	—	—	—	—	—	—
10 年 超	7,427	7,142	7,427	7,142	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	1,990	1,945	763	743	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	51,195	49,733	49,967	48,531	—	—	—	—	—	—

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種 別	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額							
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	目的使用		その他		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	50	47	47	54	0	1	50	45	47	54	0	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	107	133	133	131	—	—	107	133	133	131	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	79	63	63	—	—	42	79	20	63	—	—	42
飲 食 業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	0	0	0	11	0	—	0	0	0	11	1	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	18	15	15	16	1	0	17	14	15	16	1	2
合 計	257	257	259	218	2	44	255	214	259	218	4	49

(注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	7,392	—	7,146
10%	—	5,489	—	4,741
20%	—	18,125	—	18,187
35%	—	1,803	—	1,659
50%	—	—	—	—
75%	—	8,696	—	7,682
100%	—	9,451	—	9,847
150%	—	152	—	220
250%	—	83	—	247
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	—	51,195	—	49,733

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		136	108	75	62	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	257	257	257	257
合 計	257	257	257	257

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	0	—

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

国際業務

外国為替取扱高

(単位:千ドル)

区 分	令和4年度	令和5年度
買 易	—	—
輸 出	—	—
輸 入	—	—
買 易 外	—	—
合 計	—	—

外貨建資産残高

(単位:千ドル)

項 目	令和4年度	令和5年度
外 貨 建 資 産 残 高	—	—

証券業務

公共債引受額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
国 債	—	—

(注) 地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

公共債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
国 債 ・ そ の 他 公 共 債	—	—

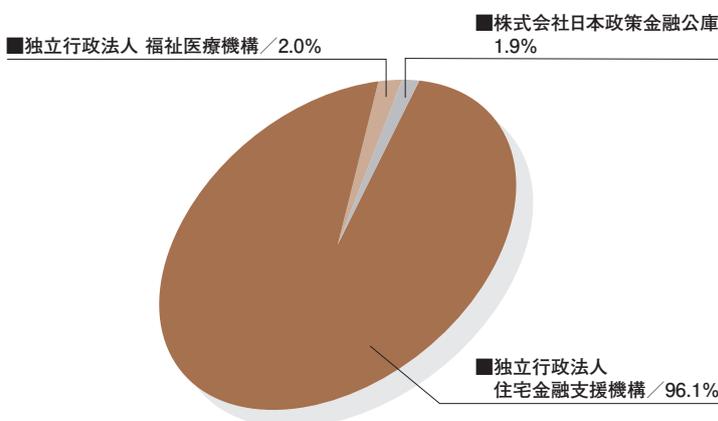
その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	4	2
独立行政法人住宅金融支援機構	151	151
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	3	3
そ の 他	—	—
合 計	160	158

令和5年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



当組合の子会社

該当事項なし

現金自動預け払い機

※ご案内表は、当組合のATMを利用した場合の手数料です。

	時 間	使用するカードの種類					
		当組合のカード		他の金融機関のカード		郵便局のカード	
平 日	午前9時～午後6時	出金	無料	出金	110円	出金	110円
		入金		入金		入金	
	午後6時～午後9時	出金	110円	出金	220円	出金	220円
		入金		入金		入金	
土 曜	午前9時～午後2時	出金	無料	出金	110円	出金	110円
		入金		入金		入金	
	午後2時～午後8時	出金	110円	出金	220円	出金	220円
		入金		入金		入金	
日 曜	午前9時～午後8時	出金	110円	出金	220円	出金	220円
		入金		入金		入金	

その他業務

手数料一覧

(令和5年9月26日現在)

(内国為替手数料)

種 類	他行あて	当組合本店	当組合自店内
窓口扱い	電 信 扱 い	880円	550円
	文 書 扱 い	990円	660円
ATM	現 金 お よ び 他行カード利用	770円	440円
	当組合カード利用	660円	110円
アンサー・インターネットバンキング ・ビジネスバンキング	440円	110円	無料
定額自動振込・振替	880円	550円	550円
振込組戻料・振込変更手数料			880円

(代金取立手数料)

種 類	料 金	備 考
取立	220円	同一店内小切手以外は取立料をいただきます
割引	660円	
取立手形組戻料 ・不渡手形返却料・その他特殊	1,100円	
個別取立	1,100円	電子交換未参加金融機関 至急扱い

(預金関係・その他手数料)

種 類	単 位	料 金	備 考
小切手帳交付手数料	1冊 50枚綴	2,200円	
約束手形交付手数料	1冊 50枚綴	2,200円	
自己宛小切手交付手数料	1枚につき	1,100円	
入金帳発行料・振込帳発行料	1冊につき	2,200円	
通帳再発行手数料	1冊につき	1,100円	紛失・焼失・破損の場合
カード再発行手数料	1枚につき	1,100円	(自然災害時は除く)
ローンカード発行手数料	1枚につき	—	—
残高証明書発行手数料	1依頼につき	550円+郵送料	所定帳票による継続発行
	1依頼につき	660円	所定帳票による随時発行
	1依頼につき	1,100円	所定帳票以外の証明
取引履歴明細表発行手数料	基本手数料 (1依頼につき)	1,100円	同一名義で同一期間 を1依頼とする 明細表1枚分含む
	明細表手数料 (1枚につき)	110円	
支払利息証明書発行手数料	1依頼につき	550円	
融資証明書発行手数料	1依頼につき	3,300円	
企業持込口座振替手数料 (請求1件につき)	紙媒体	110円	
	電子媒体	55円	
データ伝送・ビジネス スバンキング等		55円	
預金口座振替停止手数料	1件につき	330円	委託者からの依頼は除く
預金口座振替停止手数料	1依頼につき	1,100円	紙媒体で依頼者から口座 振替依頼書を受付た場合 の依頼者都合によるもの

(貸金庫・夜間金庫利用料金)

種 類	料 金	備 考
貸 金 庫	Aサイズ(252×452×70)	年間10,560円 月額880円
	夜間金庫基本利用料	年間52,800円 月額4,400円
夜 間 金 庫	入金カバン利用料1袋につき	2,200円
	臨時対応基本料金(1回当たり)	1,100円

(両替手数料)

1回あたりの両替枚数	料 金
1枚～ 50枚	無料
51枚～ 500枚	440円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚～2,000枚	770円
2,001枚～	3,000枚まで1,100円 1,000枚ごとに330円加算

※金種指定の払戻請求書は、払い戻した枚数から1万円札を除いた枚数に応じ、両替と同額の手数料をいただきます。ただし、1万円札を新券に指定した場合は、その新券の枚数を両替枚数に含めます。
 ※複数枚の両替票または複数枚の金種指定の払戻請求書は、紙幣と硬貨の合計枚数に応じた手数料をいただきます。
 ※口座へ現金を入金後に同一口座から現金を払い出す場合(実質両替)も両替手数料の対象とさせていただきます。
 ※新券への交換または新券による払い戻しも両替手数料の対象とさせていただきます。
 ※大量の両替は別途料金をいただきます。
 ※汚損・破損の対象となる硬貨・紙幣で鑑定が必要なものは、1枚につき別途110円をいただきます。
 ※汚損・破損の対象となる硬貨については、30枚以上で別途550円いただきます。

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末		令和5年度末		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	25,506	15,200	25,018	14,895
	他の金融機関から	57,288	18,485	56,624	19,253
代金取立	他の金融機関向け	108	40	866	1,069
	他の金融機関から	155	349	1,557	850

■ 主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び電子記録債権の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務

(硬貨入金手数料)

1回あたりの硬貨枚数	料 金
1枚～ 100枚	無料
101枚～ 500枚	440円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚～2,000枚	770円
2,001枚～	3,000枚まで1,100円 1,000枚ごとに330円加算

※寄付金、募金および義援金につきましては、無料とさせていただきます。
 ※諸税金納付については、上記手数料をいただきます。
 ※1回のお預かりで伝票を複数枚に分けてご入金いただいた場合も、合計枚数に応じた手数料をいただきます。
 ※大量の硬貨入金は別途料金をいただきます。
 ※汚損・破損の対象となる硬貨・紙幣で鑑定が必要なものは、1枚につき別途110円をいただきます。
 ※汚損・破損の対象となる硬貨については、30枚以上で別途550円いただきます。

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(又は損失金処理計算書)の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月24日

山形中央信用組合

理事長 井口 裕士

法令遵守の体制

●法令遵守の体制

○コンプライアンス(法令等遵守)態勢

1. 当組合は、協同組織地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を重く受け止め、経営の健全性を確保するとともに、社会のルール(法令、諸規制、内部規程等)を遵守して公正かつ誠実に行動し、組合員の皆様はじめ地域社会の信頼を確保し、その負託に応えてまいります。
2. 当組合は、法令・諸規制、内部規程等を遵守し、社会的規範にもとることなく、地域及びお客様の要請に応え、公正かつ誠実に業務を遂行することをコンプライアンス(法令等遵守)と考え、その徹底を経営の最優先課題として位置づけ、コンプライアンス態勢の構築・推進に努めます。
3. 当組合は、経営情報を適切、適切に開示して、経営の透明性を図ります。
4. 当組合は、職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な職場環境の整備に努めます。
5. 当組合は、地域金融機関として、ならびに地域社会の構成員として、自主的かつ積極的に地域貢献活動及び環境問題に取り組んでまいります。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固排除します。

●マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに山形県警察の指導により、当組合では、マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂くことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

法定監査の状況

独立監査人の監査報告書

令和6年5月16日

山形中央信用組合
理事会 御中

伊藤公認会計士事務所

山形県山形市

公認会計士

伊藤吉明



<計算書類等監査>

監査意見

私は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、山形中央信用組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書(以下これらを監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を適正に、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

私は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、山形中央信用組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第73期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

私は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

地域貢献

当組合では、創立以来、地域の皆様と『こころ』ある会話を交わしながら、「お客様に信頼され、地域社会の発展に貢献する信用組合」として地域社会へ積極的に参加・支援に取り組んでいます。

■ 清掃活動

地域貢献活動の一環として、店周辺のゴミ拾いや草取りなどの清掃活動を積極的に行っています。



■ スポーツ振興

地域のさまざまなスポーツ振興を応援しています。



山形中央信用組合理事長杯争奪
西置賜地区中学校バレーボール強化大会

「しんくみ理事長杯」争奪フットサル大会

小国支店長杯ゲートボール大会

■ 展示会

店内ロビーでは地域の皆様の作品(板画、絵はがき、アート作品など)の展示を行っています。



齋藤清吾氏油絵展(本店営業部)

税に関する絵はがき展(小松支店)

帯アート・結心道展
(寒河江支店)

■ しんくみピーターパンカード支援事業による寄贈

県信用組合協会とオリエントコーポレーションは、子どもたちのために役立ててもらおうと長井市の二団体に対して寄付金を贈呈しました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

地域密着金融の取組状況について

1. 経営改善支援の取組状況

(単位:先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先数 (α)				経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 (γ)	αのうち再生計画を策定した先数 (δ)				
165	35	0	32	1	21.2	0	2.8

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。

4. 「α(アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β(ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。

5. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先γ(ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「αのうち再生計画を策定した先数δ(デルタ)」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

2. 創業・新事業支援の実績

	件数	金額
①創業・新事業支援融資実績	8	33百万円

(注) 創業・新事業支援に資金用途を限定した融資商品の実績以外にも、プロパー融資等のうち、創業・新事業支援融資としての実績が把握可能であれば計上しております。

3. 中小企業の経営支援に関する態勢整備及び取組実績

当組合では平成22年から山形大学認定の産学金連携コーディネーターを養成し、令和5年度までに17名の認定(うち9名は休止)を受け、お取引先の経営課題解決に向けた支援を実施しています。

また、平成25年度からは山形大学学連携プラットフォームに参加し、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」のミラサボによる専門家派遣や山形大学教授等の派遣を実施しているほか、認定支援機関として各種補助金等の申請の支援等を実施しております。

令和5年度専門家の派遣状況

	企業数	延べ派遣回数
事業計画策定支援専門家派遣等	4	10

補助金等申請支援の状況

	採択数
事業再構築補助金	0

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

項目	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	183件	383件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	31.22%	64.80%
保証契約を解除した件数	0件	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)(令和6年6月現在)

店名	住所	電話	ATM
本部	〒993-8642 長井市本町一丁目3-3	0238-84-2182	
本店営業部	〒993-8642 長井市本町一丁目3-3	0238-84-2187	2台
小松支店	〒999-0121 東置賜郡川西町上小松1781-1	0238-42-3107	1台
小国支店	〒999-1352 西置賜郡小国町岩井沢840	0238-62-2137	1台
荒砥支店	〒992-0832 西置賜郡白鷹町荒砥乙554-3	0238-85-3131	1台
寒河江支店	〒991-0031 寒河江市本町一丁目7-16	0237-86-3229	2台
左沢支店	〒991-0031 寒河江市本町一丁目7-16	0237-86-3229	
飯豊支店	〒993-8642 長井市本町一丁目3-3	0238-84-2187	
陵南支店	〒991-0031 寒河江市本町一丁目7-16	0237-86-3229	

地区一覧

長井市	寒河江市	山形市
白鷹町	飯豊町	小国町
川西町	朝日町	西川町
大江町	山辺町	中山町

店外CD・ATM店

店名	住所	ATM
寒河江支店	〒991-0041 寒河江市仲谷地 陵南出張所	1台
共同設置店舗		
本店営業部	〒992-0601 川西町西大塚 公立置賜総合病院内	1台

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ ……………2

【概況・組織】

1. 事業方針……………2
2. 事業の組織 *……………2
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *……………2
4. 会計監査人の氏名又は名称 *……………2
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *……………24
6. 自動機器設置状況……………24
7. 地区一覧……………24
8. 組合員数……………2
9. 子会社の状況……………19

【主要事業内容】

10. 主要な事業の内容 *……………20
11. 信用組合の代理業者 *……………該当なし

【業務に関する事項】

12. 事業の概況 *……………2
13. 経常収益 *……………7
14. 経常利益 *……………7
15. 当期純利益 *……………7
16. 出資総額、出資総口数 *……………7
17. 純資産額 *……………7
18. 総資産額 *……………7
19. 預金積金残高 *……………7
20. 貸出金残高 *……………7
21. 有価証券残高 *……………7
22. 単体自己資本比率 *……………7
23. 出資配当金 *……………7
24. 職員数 *……………7

【主要業務に関する指標】

25. 業務粗利益及び業務粗利益率 *……………7
26. 資金運用収支・役員取引等収支及びその他の業務収支 *……………7
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高・利息・利回り・資金利鞘 *……………10
28. 受取利息・支払利息の増減 *……………7

29. 役員取引の状況……………7

30. その他業務収益の内訳……………10

31. 経費の内訳……………7

32. 総資産経常利益率 *……………10

33. 総資産当期純利益率 *……………10

【預金に関する指標】

34. 預金種目別平均残高 *……………11

35. 預金者別預金残高……………11

36. 財形貯蓄残高……………11

37. 職員1人当り預金残高……………10

38. 1店舗当り預金残高……………10

39. 定期預金種類別残高 *……………11

【貸出金等に関する指標】

40. 貸出金種類別平均残高 *……………12

41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見込額 *……………12

42. 貸出金金利区分別残高 *……………11

43. 貸出金使途別残高 *……………11

44. 貸出金業種別残高・構成比 *……………12

45. 預貸率(期末・期中平均) *……………10

46. 消費者ローン・住宅ローン残高……………12

47. 代理貸付残高の内訳……………19

48. 職員1人当り貸出金残高……………10

49. 1店舗当り貸出金残高……………10

【有価証券に関する指標】

50. 商品有価証券の種類別平均残高 *……………取扱なし

51. 有価証券の種類別平均残高 *……………12

52. 有価証券種類別残存期間別残高 *……………11

53. 預証率(期末・期中平均) *……………10

【経営管理体制に関する事項】

54. リスク管理体制 *……………14.15

- 資料編……………16.17.18

55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *……………13

56. 法令遵守の体制 *……………21

【財産の状況】

57. 貸借対照表、損益計算書、損失金処理計算書 *……………4.5.6.7

58. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *……………13

- (1) 破綻先債権

- (2) 延滞債権

- (3) 3か月以上延滞債権

- (4) 貸出条件緩和債権

- (5) 正常債権

59. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細) *……………8

60. 有価証券・金銭の信託等の評価 *……………9

61. 外貨建資産残高……………19

62. オフバランス取引の状況……………10

63. 先物取引の時価情報……………10

64. オプション取引の時価情報……………取扱なし

65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *……………12

66. 貸出金償却の額……………11

67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について *……………21

68. 会計監査人による監査 *……………21

【その他の業務】

69. 内国為替取扱実績……………20

70. 外国為替取扱実績……………19

71. 公共債窓販実績……………19

72. 公共債引受額……………19

73. 手数料一覧……………20

【その他】

74. トピックス……………2

75. 当組合の考え方……………2

76. 沿革・あゆみ……………2

77. 継続企業の前提の重要な疑義 *……………該当なし

78. 総代会について *……………3

79. 報酬体系について *……………13

【地域貢献に関する事項】

80. 社会貢献活動等……………22

81. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 *……………23

82. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について *……………23



山形中央信用組合

〒993-8642 長井市本町1-3-3

TEL:0238-84-2187(代表) FAX:0238-84-3300